

令和5年度介護事業所業務革新推進事業業務委託企画提案質問 回答書

番号	回答
<p>【令和4年度取組成果の普及について】</p> <p>1. 成果物資料について (仕様書：5実施内容)</p> <p>2. 普及対象について (仕様書：5実施内容)</p>	<p>Q 1 令和4年度に実施した取組成果を普及するためには、事業成果の詳細がわかる資料が必要となりますが、事業実施前にご提供いただくことは可能でしょうか？</p> <p>A 1 受託事業者決定後、事業実施前に提供します。</p> <p>Q 2 令和4年度の取組成果の普及について、令和5年度のターゲットや将来的にどこまで普及させるかのイメージはございますか？</p> <p>A 2 令和5年度については、個別のターゲットはありませんが、将来的に県内全域の介護事業所へ普及させていきたいと考えています。</p>
<p>【更なる業務改善の支援について】</p> <p>3. 支援事業所数について (仕様書：5実施内容)</p> <p>4. 支援対象サービス種別について (仕様書：5実施内容)</p>	<p>Q 3 何か所での支援を想定されていますでしょうか？支援事業所数についても企画提案の内容となりますでしょうか？</p> <p>A 3 支援事業所数も企画提案の内容となります。契約限度額の範囲内で支援可能であると考え事業所数を提案してください。</p> <p>Q 4 「施設サービス以外のサービス種別」について、具体的なイメージはありますか？支援対象サービス種別の選定についても企画提案の内容となりますでしょうか？</p> <p>A 4 支援する事業所は県で選定する際に助言いただ</p>

5. 業務改善の方法について
(仕様書：5 実施内容)

【広報】

6. 広報ツールについて
(仕様書：5 実施内容)

【そのほか】

7. 「業務実績書」、「見積書」について

くこととなりますが、支援対象サービス種別については企画提案の内容となります。

Q 5 「①介護サポーターの活用による業務改善」と「② ICT 機器や介護ロボットの活用による業務」に重点的に取り組むこととなっていますが、①と②は同じ事業所で展開することが必須となっていますでしょうか？または、それぞれの手法を別の事業所で展開しても差し支えないでしょうか？

A 5 ①と②は別の事業所で展開することを想定していましたが、同じ事業所で展開することも差し支えありません。

Q 6 取組を周知するにあたって、静岡県の公式アカウント等の広報ツールの活用は可能でしょうか？

A 6 県で運営している SNS 等の広報ツールを利用することは可能ですが、それとは別に独自の情報発信方法について企画提案いただきたく思います。

Q 7 7 部提出のうち、6 部は写し可との記載がありますが、「業務実績書」・「見積書」の原本とは、どのようなものを想定されていますでしょうか？（業務実績書、見積書に押印しない場合は、原本・写しの区別がつかないものと理解しております。）

A 7

<見積書>

押印ありの場合は、押印した原本 1 部、写し 6 部を御用意ください。

押印なしの場合は、様式内に以下の欄を設けて御記入いただいたものを 7 部を御用意ください。

	発行責任者	職名・氏名	
	担当者	所属・氏名	
		連絡先	

<業務実績書>
こちらは原本と写しの区別がないため、内容を御記入
いただいたものを7部御用意ください。